

第3章 農山漁村「地域経営」による地域づくりの現状

—外ヶ浜町^{そとがはままち}農業・農村活性化協議会と弘前市^{じとく}自得地区環境保全会の事例—

福田 竜一・尾中 謙治

1. 外ヶ浜町農業・農村活性化協議会と上小国^{かみおぐに}ファームによる「地域経営」の現状

(1) 外ヶ浜町の概況

1) 町の概況

外ヶ浜町は、2005年に津軽半島の北東部に位置する旧蟹田町、旧平館^{たいらだてむら}村、旧三厩^{みんまやむら}村の1町2村が合併して成立した。津軽半島の北端に位置し、三厩地区は今別町をまたいだ飛地である。東西の長さは約27km、南北の長さは約25km、面積は229.92km²である。

冬季の寒さは厳しく、積雪期間は11月下旬から4月上旬と長期間にわたっている。夏はオホーツク海の冷氣を含んだ偏東風（やませ）がもたらす低温のため、農作物に被害を及ぼすことがある。

2015年の国勢調査によれば、外ヶ浜町の人口は6,198人で、2010年と比べると12.6%の減少である。他方、2015年の高齢化率は45.7%となっている。1960年の人口は18,259人となっており、外ヶ浜町の人口は55年間で約66%減少したことになる。また、当時の高齢化率も5.7%となっており、外ヶ浜町では人口の減少と高齢化が著しく進んできたことがわかる。

2) 町の農林水産業

外ヶ浜町の農林水産業のうち、特に盛んなのが漁業で、ヒラメ、カレイ、ヤリイカ、ホタテをはじめとする多種多様な魚種が水揚げされている。

2015年農業センサスによると、外ヶ浜町の耕地面積は786ha（水田率78.2%）で、町の総面積の3%程度にすぎない。総農家戸数は176戸（うち販売農家59戸）で、1戸当たり耕地面積は4.5haである。農産物は米が大半を占めており、その他には野菜や肉用牛などがある。林野面積は19,999haで、町の総面積の9割近くを占めている。林野面積のうち17,630haは国有林で、国有林が林野面積の9割近くを占めている。

外ヶ浜町の農業は、蟹田地区が中心となっている。外ヶ浜町には集落営農組織が7組織あり、うち、6組織が蟹田地区、1組織が平館地区に所在する。蟹田地区の6組織は法人化（すべて農事組合法人）が実現している。

(2) 外ヶ浜町「地域経営」担い手育成5カ年計画

1) 地域担い手育成マネジメント部会

「外ヶ浜町担い手育成総合支援協議会（以下「担い手協議会）」が2012年に策定した『外ヶ浜町「地域経営担い手育成5カ年計画」（以下「担い手育成計画」と呼ぶ）』によると、担い手協議会において実務を担当する地域担い手育成マネジメント部会^①は、外ヶ浜町職員（産業観光課長，同平館支所長，農業委員会事務局主幹），青森農協蟹田支店営農センター長，青森県東青地域県民局地域農林水産部農業普及進行室総括主幹，そして，後述する「外ヶ浜町農業・農村活性化協議会」会長の6名で構成されている。

部会では，集落営農組織の法人化問題やにんにくなどの新規作物の導入の検討，農地中間管理事業を活用した農地集積などを議題として取り上げ，関係者らによる意見交換を実施している。また，税理士による集落営農組織を対象とした経理関係の講演なども行っている。農業者は経理に弱いので，良い機会となっているという。また，「地域経営」について，町職員も交えた勉強会も実施している。

2) 地域経営体の育成支援

「担い手育成計画」で「地域経営」の担い手として育成する支援対象に位置付けられていたのは，3集落営農組織，3女性組織，1生産者団体と，外ヶ浜町農業・農村活性化協議会である。

3集落営農組織は，いずれも当該地区の人・農地プランにおいて中心経営体として位置付けられており，うち一つが後述する（農）上小国ファームである。「担い手育成計画」の策定時において，上小国ファームは既に法人化を果たしていたが，残り2組織は任意組合であったため，その法人化が目標の一つとして掲げられていた。

3) 取組方向

「担い手育成計画」における「重点化して取り組む方向性」には，①個別経営体による新技術・新作物の導入，②集落営農組織の強化（法人化，リーダー育成）と女性組織の活動強化（農産物・農産加工品の製造販売体制の構築），③新規農業経営者の定着促進，④地域活性化支援（イベントへの支援，学校給食への地場農産物の利用拡大，農水産加工品等の商品化）が掲げられている。

4) 主な成果

取組の大きな目標の一つであった集落営農組織の法人化は，2012年度に法人設立準備委員会を立ち上げ，4組織で法人化を目指すための協議が行われた。各営農組織では，勉強会や説明会を延べ32回開催し，2014年度内に^{おおだい}大平ファーム，^{なんせい}南青ファーム，^{なかおくに}中小国ファーム，^{しもおくに}ファクトリー下小国が法人化を果たした。大平ファームと南青ファームでは，ほ場整

備事業の導入を契機に法人化に踏み切っており、後述するように新規作物としてにんにく生産に取り組むなど、今後の経営安定に向けた取組を行っている。

6次産業化と特産品の開発については、外ヶ浜町農業・農村活性化協議会と青森市や茨城県の業者が連携し、米粉を使ったうどん、ハヤシライスルウをそれぞれ開発した。また、平舘地区では、ブルーベリーを生産して県内の加工業者にジュースやジャムの製品化を果たした。また、「地域経営」の担い手の位置付けを与えていた女性組織では、米粉加工品などの開発や、農作業体験で提供する昼食メニューの考案、各種イベントでの出店にも取り組んだ。

新規作物の導入については、青森県で生産が盛んなカシスの生産に、「平舘ブルーベリーの会」と上小国ファームがそれぞれ取り組んでいる。なお、平舘ブルーベリーの会は、「担い手育成計画」で「地域経営」の担い手として育成する支援対象に位置付けられていた生産者団体である。

この他、協議会の取組で法人化を果たした大平ファームと南青ファームでは、新規作物としてにんにく生産の導入を試みており、2016年は大平ファームで30a、南青ファームで25aをそれぞれ植付けた。2016年の外ヶ浜町のにんにくの植付面積は、2015年から10%増加しており、町全体に効果が広がっている。

(3) 外ヶ浜町農業・農村活性化協議会

1) 設立の経緯

「外ヶ浜町農業・農村活性化協議会（以下、「活性化協議会）」は、外ヶ浜町の各集落営農組織の取組を拡大させつつ、各営農組織の経営の「底上げ」を図るため、経理事務など各組織で共通化できる作業の統一化を図ることを主な目的として、2009年に設立された。他方で、活性化協議会は、営農組織のためだけの組織ではなく、農村＝地域社会全体の活性化に貢献することを目的とした公益的な組織として位置付けている。

2) 組織構成

活性化協議会は、蟹田地区と平舘地区の集落営農組織である上小国ファーム、中小国ファーム、大平ファーム、南青ファーム、ファクトリー下小国、外黒山^{そとくろやま}ファーム、野田地区営農組合が参加している。この他は上小国、大平、南沢の各ほ場整備組合、中山間地域等直接支払（上小国、大平、野田、平舘）と多面的機能支払（上小国、中小国、南沢、外黒山）の協定組織も参加している。さらに、自治会（上小国、中小国、下小国、南沢、外黒山、大平）も活性化協議会メンバーとして参加しており、中には集落営農組織がない地区の自治会（山本）もメンバーとなっている。このように、活性化協議会は農家・非農家の枠組みを超えた、地域住民による広域地域組織となっている。この他、外ヶ浜町役場と地域農業である青森農協（JA あおもり）が、オブザーバーとして活性化協議会に関与している。

活性化協議会には、部会や委員会といった諸活動実施のための実行組織は設けていない。農産加工などを行う「ものづくり部会」などを設置する計画もあったが、新たに労力や費用の負担が発生するなどの理由から、現時点ではまだ実現していない。

活性化協議会の事務所は、上小国地区の旧小国小学校の校舎を利用している。同小学校は廃校後、体験活動や学習活動を行う「おぐにふるさと体験館」として、外ヶ浜町が管理している。町は、活性化協議会の公益的な活動を支援するため、活性化協議会による同施設の事務所利用を認めている。

3) 組織の自主運営の実現

集落営農組織が負担する管理料（負担金）は、面積割で1,000円/10aとしている。協議会の収入となる管理料は、年間で300万円以上となる。さらに、青森農協からは生産調整関係の事務委託業務を受託しており、年間約100万円を委託料として受け取っている。この他の収入なども合わせると、活性化協議会は年間600万円程度の収入があり、活性化協議会の事務員2名の雇用も実現している⁽²⁾。

4) 主な成果

経理面では、各集落営農組織の法人化と共同経理導入のメリットを生かすための取組を行っている。活性化協議会の各集落営農組織は、「プール計算方式」によって、組合員各戸に面積割の配当金と労役費を分配しているとのことである。プール方式の導入理由には、経理の事務負担の削減以外にも、組合員各戸の負担に対する公平・公正な利益分配の実現という意義もあるという。また、経理面以外の共同の取組として、農協からの資材や農業機械等の共同購入を行っており、営農コストの節減を実現している。

既に指摘したように、6次産業化や地域貢献活動等を実践する実行組織は現時点では活性化協議会にはなく、これらの事業については、各地区の活性化協議会メンバーがそれぞれ連携しながら実施している。そのうち上小国ファームの取組については後述する。

(4) 農事組合法人上小国ファーム

1) 上小国地区の概要

上小国ファームが所在する外ヶ浜町上小国地区は、農業センサス上の単独集落である。聞き取り調査によれば、総戸数は56戸、総農家戸数は47戸である（第3-1表）⁽³⁾。人口は約153人で、うち70歳代以上が48人、60歳代が36人と高齢化が進んでいるが、他方で50歳代が18人、30～40歳代も22人いるなど、若い世代も比較的多くなっている。

地区の小学校は、1900年に開講した旧小国小学校が1999年に閉校しており、地区の小學生は、現在は蟹田小学校に通学している。

上小国地区の農家のほとんどは兼業農家だった。他方で、認定農業者が地区内に3戸あり、それぞれ5～6ha程度の規模の稲作を行っている。また、後継者世代の多くは他出し

ており、蟹田の市街地か青森市内に職と住宅がある人が多い。彼らは草刈りなどの作業があれば、休日には地域に戻っており、地域との関係は保たれている。しかし、他出した後継者が、上小国地区にいつか帰るかどうかが現時点ではわからないため、彼らが上小国に戻って来られるように雇用機会を準備することを、上小国ファームの使命の一つとしている。

第3-1表 上小国地区の概要

総土地面積(ha)	966
人口(人)	153
総世帯数(世帯)	56
総農家戸数(戸)	47
高齢化率(70歳以上, %)	31.4
耕地面積(ha)	85
水田率(%)	87.1

資料：聞き取り調査結果。耕地面積と水田率は2015年農業センサス。

集落のまとまりについては、かつては冠婚葬祭の際には必ず集落の人が集まり、相互扶助の精神で式などを執り行っていたが、現在は結婚式場や葬祭ホール等を利用するようになった。そのため、住民による集まりを持つ機会は減っており、住民間の連帯意識が薄れてきている実感はあったという。

2) 設立経緯

(i) 中山間地域等直接支払による耕作放棄地復旧の取組

上小国ファーム設立以前の上小国地区には機械利用組合等の生産関係組織は存在せず、高齢化などで作業ができなくなった農家は地区の認定農業者に個別に作業委託をしていた。

上小国地区の農業が変化したきっかけは、2001年に締結した中山間地域等直接支払の集落協定組織の活動で、農家の離農で発生した約4haの耕作放棄地を復旧させたことであった。この農地は数年前から放棄状態にあったため山林化が進んでおり、復旧には3年間も要したという。

この耕作放棄地復旧の取組は、地域の農業者から直ちには理解が得られなかったという。農地管理は所有する農家の責任だという考えが根強かったからである。その点を考慮し、耕作放棄地復旧の作業参加者には多少の対価も支払うことにした。こうした取組を地道に積み重ね、集落協定活動に対する農家の理解が得られるようになった。

(ii) マスタープラン策定と集落営農組織設立

さらに、中山間地域等直接支払制度の第2期において、「集落マスタープラン」を作成するため、集落調査を実施した。その結果を反映させた「緑のふるさと生き生きプラン21⁽⁴⁾」を策定し、2009年度までに集落営農組織の育成に取り組むなどの目標を設定した。プラン策定に当たっては、農業者だけでなく、消防団や婦人会、老人クラブとも意見交換

を実施して、子どもから高齢者までが楽しく参加できるように配慮した⁵⁾。

その後、2007年に品目横断的経営安定対策が開始されたが、これを集落営農組織設立の「好機」とみなし、集落マスタープランを修正して、集落営農組織の設立から5年後までの法人化を目指すことにした。しかし、実際には2006年に集落営農組織設立にこぎつけ、2007年にはその法人化（農事組合法人）を果たした⁶⁾。こうした経緯から、青森県の地域経営体の類型化では上小国ファームは「集落営農モデル」に位置付けられている。

3) 経営の概況

(i) 組織の構成

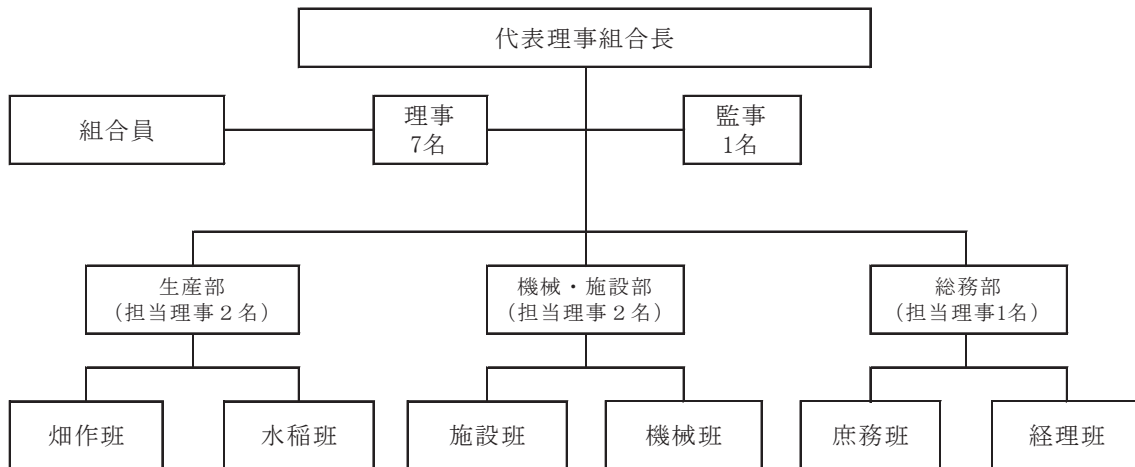
上小国ファームは、現地調査時点において、組合員戸数54戸（うち上小国43戸、他地区11戸）である（第3-2表）。組織構成は、総務部（経理と庶務、担当理事1名）、営農部（水稻と畑作、担当理事2名）、施設・機械部（施設と機械、担当理事2名）となっている（第3-1図）。

出資金は1口10a当たり3,000円としており、出資金は総額2,496千円である。なお、議決権はないものの、地区の非農家も上小国ファームの総会等での議論に加わることが認められている。これは、後に述べる様々な地域活動について、農家の営農組合である上小国ファームがすべての主導権を握ることは、望ましくないと考えているからである。また、地区の神社のお祭りなどには、法人としての上小国ファームも関与するなど、地域一体となった活動になるように、常に配慮しているという。

第3-2表 上小国ファームの概要

組合員戸数(戸)	54	うち上小国地区43戸、他地区11戸
出資金(千円)	2,496	1口10a当たり3,000円
経営面積(ha)	87.0	この他にも、にんにく(0.6ha)といちご(200坪)の生産にも取り組んでいる
飼料用米	38.9	
飼料作物	30.7	
そば	8.4	
大豆	5.1	
主食用米	3.4	
作業員		
オペレーター(人)	4	組合長1名、営農担当理事2名、正職員1名
登録補助作業員(人)	約40	主に地域の女性と高齢者。作業従事可能時期などを事前申告
売上高合計(千円)	77,989	

資料：聞き取り調査結果。



第 3-1 図 上小国ファームの組織図

資料：上小国ファーム作成資料に基づき筆者作成。

(ii) 経営規模

経営面積は約 87ha で、すべて利用権設定済みとなっている。作付面積は、飼料用米 38.9ha，飼料作物 30.7ha，そば 8.4ha，大豆 5.1ha，主食用米 3.4ha⁽⁷⁾となっている。この他に中山間地域等直接支払の集落協定組織の取組（高付加価値型農業の実践）として、米粉の製造、にんにくといちごを生産しており、2015 年度のにんにくの生産量は 4 トンとなっている。

(ii) 作業従事者数

オペレーターは組合長と、営農担当理事が 2 名と正職員 1 名の計 4 名である。補助作業は、地区内の 40 人程度の登録者（主に女性と高齢者）に就業可能時期などをあらかじめ申告してもらい、作付計画とすり合わせている。人手が必要な播種と田植えには 20～30 人程度は必要なので、地区の各戸に配布する「ちらし」を作成し、作業者を募集している。水田の日常管理は全組合員で行う。

(iii) 農産物の販売状況

飼料米，そば，大豆，野菜はすべて青森農協に全量出荷している。商系から買い取り話も持ち込まれるが，農協は指導手数料込みの販売価格と考えており，1 割以上価格が高くなければ系統外出荷はないとしている。なお，集落協定組織の取組として生産しているいちごは，東京のケーキ店との契約栽培である。ただし，形式的には農協出荷にしている。農協との関係については，肥料や農薬の購入は先述したとおり，外ヶ浜の農業農村活性化協議会を通じて，農協で共同購入している。

(iv) 組合の収支状況と利益配分（2015 年度）

2015 年度の上小国ファームの売上高合計は 77,989 千円で，うち，売上高 18,523 千円，

交付金 58,661 千円、助成金 472 千円、作業受託 332 千円となっている。

営業利益は 29,459 千円、当期利益は 34,096 千円である。剰余金の処分は、積立金が 4,800 千円、従事分量配当金 26,777 千円、農業基盤準備金 4,900 千円となっている。先述したとおり、上小国ファームではプール方式による利益分配を実施している⁽⁸⁾。導入初年度の 2008 年度には、10a 当たり 22,000 円の利益分配を実施し、10,000 円は積立とした。

4) 地域貢献活動

(i) 地域内の連携組織

上小国ファームでは、地域経営体としての上記の営農事業以外にも、様々な地域貢献活動を実施している。ただし、それらは上小国ファームといわば「一心団体」にある各地域組織との連携で実現している。上小国地区における主な地域組織には、上小国自治会、上小国集落協定(中山間地域等直払制度)、上小国資源環境保全の会(多面的機能支払制度)、上小国地区ほ場整備組合、上小国地区環境公共推進協議会がある。

(ii) 上小国集落協定の取組

中山間地域等直接支払制度の集落協定組織の参加者は、上小国ファーム、中小国ファーム、大平ファームの 3 農事組合法人と各組合の構成員である。役員は 9 名である。

2016 年度の協定組織の予算額は 6,324 千円で、交付金の配分は共同取組活動配分が 60% である。2016 年度予算における共同活動の主な支出は、機械費 1,100 千円、農地・水路維持管理費 1,100 千円、生産・収益向上費(いちご、にんにく、米粉など) 850 千円などとなっている。その他には、「花いっぱい運動」、「文化活動(学校田、子ども会、婦人会、お山参詣、神社祭)」など多彩な地域活動を、地域内の他組織や団体と連携しながら実践している。

(iii) 多面的機能の増進等

多面的機能支払制度の協定組織「上小国資源・環境保全の会」は、役員が 11 名で、役員には消防団、自治会、婦人会、子ども会から各 1 名が就任している。2015 年度の予算は 1,037 千円で、主な事業は水路・側溝の泥上げ、農道の整備、農道・農用地・水路等の草刈りのほか、花壇の整備や生き物調査なども行っている。

「上小国環境公共推進協議会」では、基盤整備によって失われた自然環境を保全するため、未利用のため池を再生した「ビオトープ池」で子ども会と一緒にドジョウ、タニシ、ウグイ、ヤゴなどの捕獲と放流を実施している。また、間伐材を利用した木橋の架橋も行った。

上小国ファームでも、蟹田小学校と三厩小学校の 5 年生を対象とする農業体験(田植え、稲刈り、脱穀の各作業体験と餅つき大会の実施)を毎年実施しており、過去には企業の農業支援活動(CSR)にも取り組んだ実績もある。

5) 「地域経営」として求められる経営姿勢

上小国ファームでは、経営体として収益性を高めるだけでなく、それを通じて地域経営体として地域社会の中長期的な維持を念頭に置いた「地域経営」の実践により重点を置いている。

営農事業は、事実上、オペレーター数名だけで可能であり、より高い収益を上げるために経営を効率化するだけであれば、そのようにすべきである。しかし、地域社会を維持し、活性化させるという「地域経営」の観点からいえば、そのような効率化は必ずしも望ましくはないと上小国ファームは考えている。

そこで、たとえ多少非効率であっても、地域の持続的な発展を目指すためには、地域のできる限り多くの人が、上小国ファームの営農活動に関われるような仕組みが意識的に構築されなければならないとして、組合員には農地の管理作業への全員参加を要請している。また、パートなどの補助労働は、地域の女性や高齢者を積極的に雇用している。パートの時給は定額だが、利益が上積みできた場合には、パートの時給に上乘せすることで、経営成果としての利益を地域内にできるだけ広く分配することを目指している。

上小国地区の「集落マスタープラン」作成当時は、同地区の60歳以上の人口割合は30～40%だったという。しかし、現在では65歳以上が人口の半分以上である。上小国では60～70代が現役で活躍しており、彼らを積極的に雇用するなど、「活躍」の場を上小国ファームが提供している。上小国ファームの現世代の役割は、ほ場整備を実施して生産体制を整備し、これを次世代につなぐことであるとしており、現在はそのことに専念している。

そのような上小国ファームの使命は、その堅実な経営方針へとつながっている。従事分量配当金など、上小国ファームから組合員等への安定的な配当は、地域経営として必須の条件だと上小国ファームは考えている。このため、リスクの高い取組は回避して、経営の安定性を重視することを基本的な方針としており、6次産業化等の新たな事業や取組には慎重なスタンスである。

他方、上小国ファームの稲作は飼料米生産が中心となっており、収益性と安定性を経営にもたらしている。反面、飼料米に対する現状水準の補助金が今後も継続されるかどうかは、経営の大きなリスクになっていることも否めない。また、上小国ファームの場合、これ以上の規模拡大や経営効率化の余地は限られており、経営の安定性を担保するような支援措置の充実も望んでいる。

(5) 地域農業の将来展望

活性化協議会としては、当面は活性化協議会に属する各地区の営農組合の経営内容の全体的底上げを図りつつ、将来的には、蟹田町の各集落営農組織が一体性をより強める方向で取組を続けるとしている。他方で、各営農組合においては、経営として必要な意思決定

をするために、構成員をより絞り込む必要もあるとも考えている。それが実現できる段階に到達した後は、各営農組合の活動のうち、共通性や公益性があるものは活性化協議会に集約化させていき、将来的に農事組合法人は株式会社化するという地域農業改革を、外ヶ浜町（または蟹田地区）全体で推し進めるという構想もあるとのことであった^⑨。

（福田竜一）

2. 弘前市自得地区環境保全会・鬼檜営農組合による地域活性化活動の現状

（1）鬼檜地域の概況

自得地区環境保全会が活動している鬼檜地域は、弘前市の西北部、岩木山東方の裾野に広がる津軽平野の南部に位置しており、弘前市街地から12～13 km、車で30分程度の距離にある。歴史的にも農業との関わりの深い「鬼伝説」（鬼が農民の苦労を察し、一晩で堰を築いたという伝説）や「義民・藤田民次郎」（江戸時代、飢饉と重税に苦しむ農民が蜂起した津軽藩最大の一揆の首謀者。全責任を一人で負い罪に服した。鬼沢村出身）の伝承が行われてきた地域であり、伝統芸能も数多く残されている農村地域である。

鬼檜地域は鬼沢地区と檜木地区があり、鬼沢地区は鬼沢集落（230戸）と堂ヶ沢集落（130戸）、檜木地区は檜木集落（80戸）と泉田集落（70戸）の4集落で構成されている。鬼檜地域の2015年の総世帯数は510戸（うち販売農家336戸〔2010年農業センサス〕）である。

小学校は、鬼檜地域を学区とする自得小学校があり、1876年（明治9年）に開校している。2016年の全校児童は76名、教職員は14名である。鬼沢地区と檜木地区が、同じ小学校区であったことから、鬼檜地域として一つのまとまりを持ってきたようである。なお、自得小学校の校歌には「藤田民次郎」が登場しており、校庭には石碑が建てられている。

祭り等については、各集落に神社があり、それぞれで行っている。鬼沢集落には「鬼神社」があり、町会や公民館等が一緒になって、「鬼神社ハダカ参り（しめ縄奉納）」や「鬼神社の七日堂祭（豊作を祈願し、作柄を占う祭）」等を行っている。鬼神社ハダカ参りは鬼沢公民館が主催で、1990年代に入ってからマスコミ等に取り上げられるようになり、代表的な日本の祭りの一つとなっている。定員は40名であるが、半数は地域外からの参加であり、海外からの参加者もいる。自得小学校に赴任したばかりの教員や地元農協の支店職員も参加を促されている。以前はインターネット等を通じて参加者を募集していたこともあるが、現在は募集しなくても定員に達するので行っていない。観光バスのコースにも入っているので、見物客は、地区内外を合わせて500名近くにのぼっている。鬼神社の七日堂祭は鬼神社が主催で地域内の人参加するお祭りであるが、地区外からの見物客は年々増

加している。

農業においては、丘陵地ではりんご生産、平坦地では稲作が行われており、りんごと水稲の複合経営を主体とする地帯である。鬼檜地域の総戸数の約 6 割を農家が占めており、1 戸当たりの平均保有面積は、りんごが約 1.2ha、水田が約 0.5ha である。水田の作業については「農事組合法人 鬼檜営農組合」（以下「営農組合」）に委託し、その分の労働力をりんご生産に集中させている農家が大部分である。

地域内には二世帯住宅が多く、家及び農業の後継者は比較的存在しているようである。若い後継者は、今は農業に携わらず会社勤めをしているが、ある程度の年齢になると後を継ぐケースが多い。それは、りんごの価格がここ 3 年ほど高値で安定していることも影響している。とは言え、すべての集落で高齢化が進行しており、人口も減少している地域である。

（２） 自得地区環境保全会の設立経緯

自得地区環境保全会の設立以前は、水路やため池の維持管理は、営農組合や農業者の共同作業によって行われてきた。しかし、高齢化と担い手不足、また、営農組合に農地集積を進めたことによって稲作農家が減少し、水路等の農業施設の維持管理の低下が顕在化した。

この問題に対応するために、2005 年に鬼沢檜木土地改良区（以下「改良区」）が中心となって県と協議を重ねていたところ、同年の秋頃に「農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業」の説明会が開催された。それを受けて、改良区が 12 月に地元町会長向けに事業説明会を行い、協力依頼をすることになった。その後、鬼檜地域の 4 集落の 5 町会及び関係団体を対象に、モデル事業の説明会が 2 度実施され、参加する意思の確認が行われた。2006 年にモデル地区として鬼檜地域が指定を受けた後、改良区が中心となって農業者代表と参加希望団体によるグループ討議やワークショップを開催した。これによって各主体の役割が確認され、今後の活動計画が検討された。それによって共同活動の内容が整い、鬼檜地域の農業者 184 名、非農業者 247 名と参加団体 19 団体（3 町会、自得小学校・PTA、公民館、こども会、老人会、保育園、営農組合、つがる弘前農協北支店、改良区等）を構成員とする「自得地区環境保全隊」（以下「保全隊」）が 2006 年 3 月に設立され、共同活動がスタートした。

2007 年には、モデル事業に対する参加者及び参加団体からの反応が良く、農業施設や環境等に関する理解も得られたことから、保全隊を拡大することとなった。モデル事業のときに参加できなかった 2 町会や関係団体からの参加希望もあり、地域全体（自得小学校区）を 1 組織として、農業者 295 名、非農業者 351 名、参加団体 28 団体に再編し、2007 年度から本格実施された「農地・水・農村環境保全向上対策」による共同活動が実施された。主な構成員と役割は第 3-3 表のとおりである（2009 年時点）。

第 3-3 表 主な構成員と役割

	主な役割	主な構成員
共同活動	基礎部分における草刈り及び水路の泥上げ	農業者
	水路、道路(農道)の草刈	農業者、自治会等、鬼神社氏子
	水路、道路周辺のゴミ拾い	自治会等、こども会、保育園
	異常気象後及び冬期間の用水路の見回り	消防団
	水路敷地への植栽	こども会、児童館、老人会、保育園、小学校PTA
	ため池周辺のゴミ拾い	老人会
	カバープランツへの取組み	鬼檜営農組合、つがる弘前農協
	学校田を利用した食農教育	小学校PTA、保育園、つがる弘前農協
	対策に係る指導・助言等及び組織の事務	鬼沢檜木土地改良区
営農活動	環境負荷低減に向けた営農活動の実績	鬼檜営農組合
	営農活動の支援	つがる弘前農協

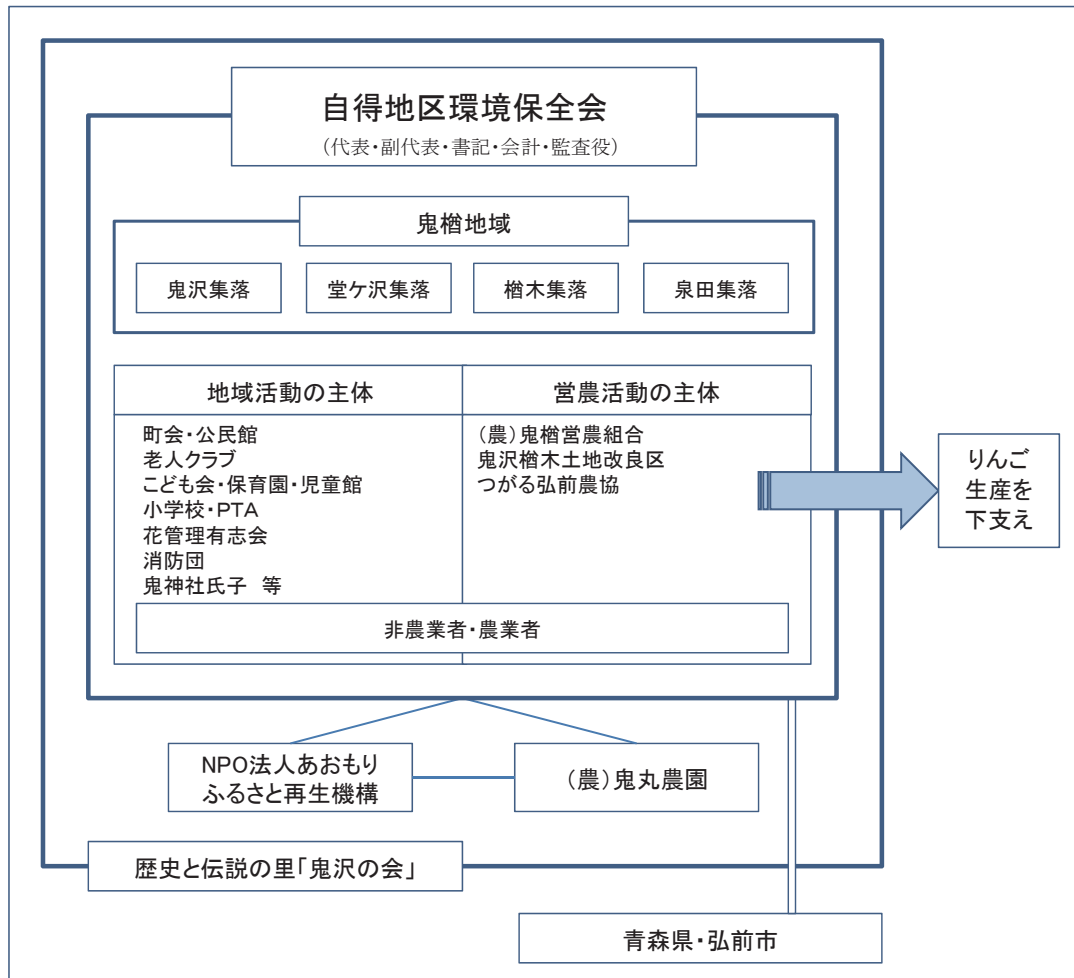
資料：自得地区環境保全隊の東北管内活動事例発表会の資料（2009年）を一部加工。

水路や道路（農道）の草刈やゴミ拾いに町会では出る場合は、各戸から1名の参加を呼びかけている。当初は水路や道路の草刈を、非農業者の住民がすることについて抵抗があり、話し合いの機会が多く持たれたが、実際に草刈をしてみると大変ではないことがわかり、理解が得られた。1回の作業時間を2時間以内にするようにしたのも受け入れやすかったようである。水路の草刈作業は農道より大変で、作業時間も3時間ほど要するので、基本的に農業者が担当することになっている。農業者は従来どおりの参加であるが、本事業の利用以前は、作業に出ない場合は4千円の罰金であったが、現在は作業に出れば日当を得ることができるので、罰金は廃止されている。

2012年度からは、第2期目である「農地・水保全管理支払交付金」となったことを契機に、農村環境全体を保全するという意味を込めて「自得地区環境保全会」（以下「保全会」と名称変更し、「多面的機能支払交付金」となった現在まで継続的な共同活動を展開している。なお、2014年度には全国農林水産祭むらづくり部門において天皇杯を受賞している。

（3） 自得地区環境保全会の組織と主な活動

保全会を中心とした鬼檜地域づくりの推進体制は第3-2図のとおりである。2016年時点の構成員は、農業者252名、非農業者351名で合計603名、構成団体は23団体である。2007年度とは団体数が異なっているが、これは、5町会を団体に含まなくなったことと、



第 3-2 図 鬼檜地域づくりの推進体制

資料：自得地区環境保全会の天皇帝受賞時の記録を一部加工。

四つの子ども会のうち二つが合併したこと、さらに、営農組合が1農家の扱いから1団体として追加されたことによる。

保全会の構成員である鬼檜営農組合は、弘前市「地域経営担い手育成 5 年計画」(弘前市担い手育成総合支援協議会が 2012 年に策定)において、「地域経営」の担い手として位置付けられており、地域のけん引役を担うことが期待されている。実際に、地域農業の維持・改善に努めており、弘前市内の地域経営体の先進事例となっている。最近の取組としては、営農組合でトマト栽培を導入し、販路の拡大に取り組んでおり、これによって地域の雇用機会が創出されるだけでなく、トマト栽培のモデルを示すことによって周辺農家への意識啓発も期待されている。また、第 3-2 図のように営農組合は地域の他組織・団体と連携しており、将来的には「地域経営」の目指す姿であるコミュニティビジネスの創出を、地域ぐるみで実現する可能性を秘めている。

保全会の役員は、町会長や営農組合の組合長等の地域のリーダーによって構成されており、事務は改良区が担当(事務委託)している。

保全会の収入源は多面的機能支払交付金で、2015年度の収支状況は第3-4表のとおりである。交付金の対象となる協定農用地は約170ha（うち水田143ha、畑270ha）、農業用施設はため池が2か所、開水路は約57km、農道は約137kmである。

第3-4表 保全会の収支状況（2015年度）（単位：百万円）

（収入の部）	農地維持活動及び 資源向上活動（共同）	資源向上活動 （長寿命化）
前年度繰越	1.5	0
多面的機能支払交付金	7.7	6.9
合計	9.2	6.9
（支出の部）		
日当	6.7	—
購入・リース費	0.7	—
委託費・事業費	0.6	3.3
その他	0.4	0
次年度繰越	0.8	3.6
合計	9.2	6.9

資料：自得地区環境保全会の総会議案書（2016年度）より作成。

主な活動としては、構成員による農地維持活動として水路の泥上げ、農用地・水路・農道・ため池の草刈、資源向上活動として各施設の適正管理、景観形成としての各町会による清掃活動、鬼沢花管理有志会による農業用施設周辺の花壇への花植栽活動、啓発普及活動として自得小学校の学習田の活動がある。また、多面的機能の推進を図る活動として、地域行事である「鬼神社ハダカ参り」と「鬼神社の七日堂祭」の開催を支援している。

各町会では、地域の農用地周辺の清掃・ゴミ拾い活動を毎年4月下旬から5月上旬にかけて年1～2回実施している。草刈を6月上旬から9月下旬にかけて年2回、農業者だけで年1回実施している。このような取組は農家と非農家が集まって話をする機会となり、作業終了後には集まって交流会をしている町会もある。同窓会のようなので、住民の参加率は高い。この取組を始めてから不法投棄が減ったのは効果の一つである。

花の植栽活動の中心メンバーである鬼沢花管理有志会は、地域の40～60歳代の女性46名で構成されている。植栽は道路と水路との間約200mにわたって花を植える活動であり、苗代と日当は保全会から提供されている。保全会での活動以外に、地元の祭り等では餅や郷土料理の「けの汁」（小正月に食べる津軽の伝統料理の一つ）を提供したりして、地域づくりに積極的に関わっている団体である。

自得小学校の学習田の活動は、田植え・稲刈りの作業や農業用施設の観察等を、年間を通じて行っており、子どもたちが農業や生物、環境等に対する理解を深めることを目的に実施している。学習田は地元農業者から借り、そこで全校生徒がもち米を作付けしている。収穫したものは地元の行事に使用されたり、収穫祭（餅つき体験）で地域住民に振る舞わ

れている。保全会ができる以前は農協の指導員が学習田を担当していたが、現在は農協及び営農組合からの指導・協力のもと、保全会が主体となって実施している。今後は、学習田で蛍を放す計画をしており、そのために蛍の餌となるカワニナを飼育中である。

保全会が組織される以前は、町会のまとまりはあったものの、鬼檜地域としてのつながりはあまりなかったが、保全会をきっかけに鬼檜地域としてのまとまりが出てきている。例としては、上述した学校との連携（学校行事やカワニナの繁殖）、ねふた運行、地域全体に挨拶が常態化し活気が出て明るくなった等の効果を、保全会の事務局は挙げている。

保全会の活動は各団体にとって毎年の恒例行事と認識されており、交付金額もしくは団体構成員の都合等にもよって活動回数に多少の変動はあるものの、方針の変更はなく安定して実践されている。

（４） 歴史と伝説の里「鬼沢の会」の活動

保全会は、NPO 法人あおもりふるさと再生機構（以下「再生機構」）からの提案をきっかけに、再生機構と青森県土地改良事業団体連合会と連携して、都市農村交流を視野に入れた地域資源に着目した活動（むらづくり）を 2012 年から始めている。主要テーマは地域資源である「鬼伝説」と「義民・藤田民次郎」とし、保全会の主要メンバーに、食育で関係のあった弘前大学農学生命科学部の教授とその学生等を加えて、「おにざわ未来を語る会」を結成した。当会は、地域内を調査して写真やデータを集め、地域の魅力を住民や後世に伝え残すために、地域の史跡や歴史などを幅広く紹介するパンフレット「鬼沢まるごと Map」を 2012 年度に作成した。

この活動を契機に、更なる地域活性化を図ろうと、2013 年に「おにざわ未来を語る会」を「歴史と伝説の里『鬼沢の会』」（以下「鬼沢の会」）に名称を変更した。鬼沢の会は任意団体で、改良区が事務局となっている。32 名（団体代表者等）の会員によって構成されており、保全会及びそのメンバーの多くが会員である。鬼沢の会は、保全会では費用面等で実施できない活動を担っている。

これまでの活動としては、①農業体験と地域資源の散策を目的とした地域紹介スタディーツアーの実施、②「鬼伝説」と「義民・藤田民次郎」をモチーフとした創作劇「津軽ふるさと創作劇『鬼と民次郎』」を制作・公演、③約 60 年前に制作された「義民・藤田民次郎」の物語のスライドを復刻し、語り部とお囃子により「藤田民次郎スライド上映会」を実施等があり、行政及び関連企業・団体等と連携して様々な活動を展開している。

2013 年度から公演している「鬼と民次郎」は、地域資源を核とした内容であり、都市農村交流を促進させる魅力的なコンテンツとなっている。また、出演者は一般から公募しており、鬼沢地区の活性化を図っている。この活動資金は、再生機構が事業主体となって、農水省の補助事業である「都市農村共生・対流総合対策交付金」を活用している。

2016 年度は、公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金を活用して、にんにくの作付・収穫体験と販売及び地域資源散策等によって、鬼檜地域の「歴史」と「伝説」に由来する

史跡や農産物を活用した農作業体験型事業を実施する計画である。また、むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業（鬼檜地域「歴史と伝説の里づくり事業」）からの助成金（70万円）を活用して、「鬼伝説」等の歴史継承と高品質なりんごを生産する地域として、都市地域との交流促進や次世代への歴史等継承、地域農産物の付加価値向上・販売促進のため、農作業体験を含むスタディーツアーの実施や歴史を語り伝える弁士等後継者の育成を行う予定である。このような取組を通じて、参加者等に鬼檜地域を紹介するとともに、地域の良いところが口コミ等で広がることを期待している。また、人的つながりによって地域外や都市部等との交流・情報交換が促進されることを望んでいる。

なお、2017年10月には、「弘前市市民参加型まちづくり1%システム」（個人市民税の1パーセント相当額を財源に、市民自らが実践するまちづくり、地域づくり活動に係る経費の一部を支援する、公募型の補助金制度）を活用して、にんにくの作付体験や史跡巡り等をする「歴史と伝統の里『鬼沢の旅』」（日帰りバスツアー。参加費は昼食付2千円）を実施している。

（5） 課題と今後の方針

保全会は、多面的機能支払交付金のみを収入源として地域への活動を行っている。したがって、地域の祭りや伝統行事の費用面を保全会自体では対応できないのが実態であり、保全会としては交付金制度の対象の拡大を望んでいる。それが実現されると、しめ縄づくりや郷土料理の材料費、鬼神社の七日堂祭や農業体験ツアーの経費（バス代、借地代等）に充てることができ、コミュニティの強化及び都市農村交流の活性化に取り組むことが可能であると考えている。

保全会の活動方針としては、鬼檜地域の人口減少を止めることは困難なので、減少のペースを緩やかにしたいと考えている。保全会や鬼沢の会の活動によって、地域内の人々の関係性が向上し、地域住民がのんびりと暮らせるような環境を残していくことを念頭に置いている。

また、地域外の人に鬼檜地域を知ってもらい、訪問してもらいたいとも考えている。しかし、現状では宿泊施設等もないので多くの人に来られても困る状態である。現時点でも鬼沢の会で年2回、一般の方10名程度を対象に、有償で農作業体験等を提供しているが、宿泊までは行っていない。今後は受け入れ体制の整備も検討する予定である。

地域に定着してきている保全会による活動は、一方でマンネリ化という課題もある。マンネリ化を打破し、地域一丸となって活動していくためには、2008年以降から開催されていない、地域住民を交えた関係団体等による検討会やワークショップを開催するのの一つの手段として再検討されそうである。

（6） 鬼檜営農組合の設立経緯と現状

1) 鬼檜営農組合の設立経緯

鬼檜地域では、1971年から73年に第2次農業構造改善事業が実施され、区画整理を機に鬼沢営農組合が設立された。当時は小規模な湿田が主であったが、当事業によって30a区画の水田が実現した。河川改修は進まず、湿田の問題は残ったままとなった。また、当事業によって岩木山麓の開墾が行われ、13haのりんご園が増加した。

1972年には大型育苗施設やコンバイン、トラクター等の機械・施設の整備を機に農事組合法人鬼檜営農組合に改組して、現在に至っている。4集落が一体となった組合設立の理由は、基盤整備の実施範囲の関係と水田面積が少なかったからである。また、立ち上げに抵抗がなかった理由は、水田経営を営農組合に任せて、りんご生産に注力したいと考えていた農家が多かったからである。農家の経営の柱はりんご生産であり、水田は平均50a程度で、規模は零細であった。

1970年代前半は、「ふじ」等への品種更新のためにりんご農家は忙しく、りんごの価格も1箱5～6千円の高値で推移していたこともあり、営農組合に加入する農家は多かった。当時は200戸以上が加入していた。一方で、同時期に米価も1俵15～16千円、最高で18千円を付けたこともある時期で、組合を脱退する人もいた。水田をすべてりんごに転作にした人も脱退した。

1998年から2007年には、1haを標準区画とする「県営鬼檜地区緊急農地集積ほ場整備事業」と「県営第2鬼檜地区担い手育成ほ場整備事業」が実施された。河川改修も実施され、100haの乾田化が実現し、これによって大豆や小麦の作付が可能となった。また、大型機械が入っても問題なく作業ができ、作業効率は改善した。ただし、当事業を通じて担い手となった営農組合が農地集積を進めたことによって、営農組合が地域の40%以上を耕作することとなり、営農組合及び改良区の組合員の減少が進行した。これに伴い水路やため池等の農業用施設の維持管理の負担が大きくなり、支障が出てきた。これが保全会の立ち上げにもつながっている。

営農組合は、2005年から米、大豆、小麦は、すべて減化学肥料・減農薬の特別栽培を行っており、2006年には営農組合としてエコファーマーの認定を受けている。2007年には県内初の特定農業法人に認定され、組合員以外の農家と契約して農地を集積している。2010年には株式会社クボタと連携して、鬼沢地区の50aの耕作放棄地を再生しており、営農組合は地域をけん引する組織の一つとして機能している。

営農組合の存在が、農業者のりんご生産への注力を促し、鬼檜地域のりんごのブランド化や生産振興に貢献したと評価することができる。

2) 鬼檜営農組合の経営概況

現在の組合員数は約109名、経営面積は84ha、うち米24ha（うち16haが加工用米）、麦15ha、大豆41ha、野菜4ha（トマトハウス7棟）である。オペレーターは常勤3名、パート3名、事務職員2名で、オペレーターについては確保・定着のために賃金を農協並みに設定している。オペレーターの世代交代もなされており、20歳代の地元農家の次男等、

地域の若者を雇用している。保有機械は、トラクター4台、8条の田植機2台、コンバインは稲用2台、麦・大豆用2台、簡易乾燥機等で、機械装備は充実している。

20haの加工用米は、新潟の製菓会社から農協経由の声がけで、2年前から始めたあられ用のもち米で、転作作物扱いになっている。1俵9千円の契約栽培である。主食用米は8ha程度で、組合員への販売が中心のため、地区外への出荷はほとんどしていない状態である。今の制度では、主食用米を作付けしない方が交付金は増える。現状では、すべて大豆を作付けすると作業が困難になるので、全体の半分程度としている。トマト栽培は夏場の雇用の場という意味もあり取り組んでいる。生産量は、10a当たり平均で米8.5俵、麦5俵、大豆3俵である。生産物はすべて農協経由で出荷している。営農組合は農協と良好な関係を築いており、なくては困る存在として捉えている。農協は利用しやすく、農協の手数料や購買品の価格等は妥当であると認識している。

営農組合の2015年度の収入の内訳は第3-5表のとおりである。収入合計111.2百万円、うち交付金（水田活用の直接支払等）53.6百万円で、収入の半分近くを交付金が占めている。交付金に依存しない経営を目指しているが、実現は容易ではない。科目の中の「運営賦課金」は会費のような位置付けで、組合員に対して10a当たり2万円を課している。利用賦課金は施設機械の利用料である。組合員への還元については、主食用米については土地ごとに還元している。転作作物（麦・大豆・加工用米）は「借地補償料」の科目で一律10a当たり3.5万円を還元している。その後、収量等によって追加清算をすることになっており、通常実施されている。

第3-5表 営農組合の収入の内訳（2015年度）

科目	金額(百万円)
利用賦課金	6.9
運営賦課金	8.9
販売代金	39.8
交付金	53.6
雑収入	2.0
合計	111.2

資料：鬼檜営農組合提供資料より作成。

今後の方向性として、後継者もいることから、現状維持・継続することは可能だと考えている。発展という点では6次産業化も考えられるが、一部の成功だけがフォーカスされており、すべてが成功するとは考えていない。加工施設等を作ってまでやるべきかどうかは、これからの検討事項の一つとなっている。

(尾中謙治)

3. 小括

青森県の地域経営の事例では、集落営農組織や多面的機能支払の協定組織が中心となって、営農活動を通じた地域の持続的発展に向けた取組や、更には地域の伝統芸能の保全活動を通じた活性化の取組などへと拡大する動きなど、それらが地域の核となっていることが確認できた。

第1章でも指摘したが、青森県の地域経営では、営農組織が地域営農に取り組むことを通じて地域の所得や雇用を確保し、地域全体の持続的な発展に寄与するという基本的な方針が掲げられていた。したがって、他地域の広域地域組織の事例のように、生活や福祉などの非農業の活動がメインとはなっていない。

他方、地域的にみても、スーパーや病院等へのアクセス面にも大きな困難がなく、また、りんごなどの園芸作では、農家に若い担い手や後継者が比較的多く、高齢者も元気に活躍している。このため、地域で生活や福祉の問題が課題として明確に意識されているわけではなかった。こうした点は、集落の規模や農業経営の規模が小さく、市街地からのアクセスも必ずしも良くない西日本の中山間地域の農山村とはやや異なる、青森県の農山村の特徴だと言えるかもしれない。第2章で取り上げた各事例も含めて、そうした違いが広域地域組織の組織化や活動内容などに与える影響は無視できないだろう。

一般に、青森県の農山村にはそのような優位性や有利性が指摘できるものの、人口減少や高齢化は全国の農山村と同様に進んでいる。よって、近い将来を見越した場合、こうした取組に早い段階から取り組んでいる地域では、そうでない地域と比べた場合に、地域課題への「対応力」に大きなアドバンテージが発生する可能性もある。青森県では既に各地に県が認定した地域経営があり、更なる地域経営の拡大・増加を目指している。

他方で、農業経営を中心とする青森県の地域経営においては、農業経営の安定性確保が最重要であり、農業経営の基盤確保が地域経営の発展に大きく影響することは明らかである。地域経営においては、その核となる農業経営の健全な発展が、地域全体に対する正の外部性を有することとなり、それを経営する農業経営者らの社会的重要性も高まらざるを得ない。青森県では農業経営者の育成や研修にも力を入れており、それは単に高収益を上げるための効率的な農業経営の実現にとどまらない、地域社会におけるその責任を自覚してもらうような地域経営者の育成を目指す内容になっている。

(福田竜一)

注1 「地域担い手育成マネジメント部会」に関しては、第1章を参照。

2 外ヶ浜町役場から、町の臨時職員が活性化協議会に派遣されているので、事務員は合計3名である。

3 上小国ファームの設立によって、2015年農業センサスにおける上小国集落の総農家戸数は、販売農家が1戸だけとなっている。

4 同プランについての詳しい内容については、農水省ホームページに掲載されている「中山間地域等直接支払

制度の取組事例（平成 18 年 10 月版，集落マスタープランに特徴のある事例）」を参照のこと。
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/h1810/pdf/data1.pdf 2017年4月14日アクセス。

- 5 具体的な質問には，上小国地区には何台のトラックや乗用車があるかなど，クイズ方式でアンケートを行い，子どもから老人までみんなが集まって自分たちの集落のことを知ろうという取組になるよう工夫をしたとのことであった。その結果，集落の住民でも地域のことでわからないことは多かったという。また，講演会の講師にも，多くの人が関心を持ってもらえるようにするため，楽しくお話をしてくれる先生をあえて選んだということである。
- 6 組合設立の直接的な理由は，農業生産法人等育成緊急整備事業（工期：2008～12年）を導入したことである。なお，地域には土地改良区がないので，「上小国地区ほ場整備組合」が事業を実施した。事業後の整備田は上小国ファームに集積することを地域で合意した上で，47.8haの基盤整備（区画整理と暗渠排水）を実施した。
- 7 主食用米生産では，直播（乾田V溝方式で2ha）にも取り組んでいる。直播は活性化協議会が中心になって実験的に行っているところである。
- 8 プール方式は，2008年に試験的に導入し，2009年から本格的に導入した。
- 9 これは楠本雅弘氏が提唱した「2階建て集落営農」を念頭に置いた構想とのことである。

[引用文献]

- [1] 渋谷長生（1994）「土地利用型法人経営の存立構造－弘前市鬼檜営農組合の事例研究」『弘前大学農学部学術報告』57号。